インターネットバンキングサービス「おきぎんｅパートナー（法人）」ご利用規定

第１条　インターネットバンキングサービス「おきぎんｅパートナー（法人）」

１．サービスの概要

インターネットバンキングサービス「おきぎんｅパートナー（法人）」（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者（以下「お客さま」といいます。）が当行に対し、パーソナルコンピュータ等を通じて、インターネットを介して当行ホームページにアクセスして本規定所定の取引を行うことをいいます。

２．サービス内容

「オンラインサービス（残高照会、入出金明細照会、資金移動（振替･振込）、取引履歴照会、税金、各種料金の払込）」「一括データ伝送サービス（総合振込、給与振込、賞与振込、口座振替、入出金取引明細照会･振込入金明細照会のダウンロード）」

３．利用いただける方

日本国内の個人事業主および法人の方で、日本国内でお取引いただける方。

４．使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる機器（以下「機器」といいます。）およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。機器等は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

５．利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用できる時間帯はサービス内容により異なります。利用時間はお客さまに事前に通知することなく変更する場合がありますので、当行ホームページ上でご確認ください。

６．利用手数料等

（１）　本サービスのご契約にあたっては、契約手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。

（２）　本サービスの利用にあたっては利用手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ホームページ上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料および消費税を、各種預金規定にかかわらず通帳･払戻請求書･カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまからお届けいただく「代表口座」（以下に定めます。）から当行所定の日に自動的に引落とします。

（３）　本サービスによる資金移動（振替･振込）取引および一括データ伝送取引、第８条第１項に定める「組戻し」の実施にあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ホームページ上で随時ご確認ください。この場合、当行は手数料および消費税を、各種預金規定にかかわらず通帳･払戻請求書･カードまたは小切手の提出なしに、申込口座からお取引の都度に自動引落しします。

（４）　当行は利用手数料および振替･振込手数料をお客さまに事前に通知することなく、本規定２３条に定めるところに従い、変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係る手数料を新設あるいは改訂した場合においても、前号と同様の方法により引落とします。

７．代表口座

お客さまは、当行本支店に開設されたご本人名義の普通預金口座または当座預金口座、貯蓄預金口座（個人事業主に限る）のいずれか一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として第２条に定める「申込書」において届け出るものとします。本サービスの申込、届出、依頼、通知等の各種届出書類には、代表口座のお届印を使用するものとします。また、代表口座は変更することができません。代表口座をお客さまの都合で変更する場合、本サービスの契約は解約となり、新たに変更後の口座で契約を行うものとします。

８．お客さまは、「申込書」の代表口座お届出印欄に捺印された印鑑を押捺して作成した書面が、本サービスに関するお客さまの意思を表示したものとみなされることに同意するものとします。

９．当行が代表口座お届印と、本サービスの申込、届出、依頼、通知等の各種届出書類に押印された印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱ったうえは、申込、届出、依頼、通知等に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第２条　利用申込

１．本サービスの利用を申込みされるお客さまは、本規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ「インターネットバンキングサービス『おきぎんｅパートナー（法人）』申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。

２．当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、お客さまに対し、お客さま本人であることを確認するために必要な「契約法人ＩＤ」、ワンタイムパスワードを組成する乱数表の「確認番号」（以下、「契約法人ワンタイムパスワード」といいます。）を記載した「おきぎんｅパートナーカード」をご送付します。「おきぎんｅパートナーカード」のご送付先は、お客さまの届出住所によるものとします。ただし、当行は、利用申込者のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込を承諾しないことがあります。

※ワンタイムパスワードとは

本人認証のため、本サービスを使用するたびに変更される使い捨てパスワードのこと。

第３条　管理者および利用者

１．お客さまは、本サービスのご契約に際してお客さまを代表する責任者（以下「管理者」といいます。）を定めるものとします。

２．管理者は、本サービスの利用に関する管理者の権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「利用者」といいます。）を当行所定の方法により登録できるものとします。なお、利用者には、その権限に応じてお客さまに関する情報が開示されることがあります。

３．利用者および利用者に関する登録内容の変更については、当行所定の方法により登録を変更してください。当行は、登録の変更が完了するまでの間、利用者に変更がない、または利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

４．当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所、電話番号またはメールアドレスに対して行うこととし、かかる通知を行った場合、管理者および利用者の全員に対しても通知を行ったものとみなします。

第４条　本人確認

本サービスの利用に際してお客さまご本人の確認は次の方法により行うものとします。

１．お客さまは、本サービスのご利用に際して管理者または利用者ご本人であることを確認するためにログオンＩＤ方式と電子証明書方式のいずれかの認証方式を選択し、暗証番号および資金移動（振替・振込）取引（以下に定めます。）および一括データ伝送サービス取引時に、確認暗証番号を当行所定の方法により届け出るものとします。

(1) ログオンＩＤ方式

ＩＤ・暗証番号入力により管理者または利用者ご本人であることを確認する方式

(2) 電子証明書方式

電子証明書及び暗証番号入力により管理者または利用者ご本人であることを確認する方式

２．管理者は、利用者の利用者ＩＤ、 利用者認証のため、利用者が入力するワンタイムパスワードを組成する乱数表の確認番号（以下、「利用者ワンタイムパスワード」といいます。）電子証明書（電子証明書方式ご利用の場合）、暗証番号および確認暗証番号を当行所定の方法により登録、

発行するものとします。

３．（１）本サービスのご利用の際、当行は、お客さまから送信された契約法人ＩＤ、利用者ＩＤまたは管理者用電子証明書、利用者用電子証明書、および契約法人ワンタイムパスワード、利用者ワンタイムパスワード、暗証番号を、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約法人ＩＤおよび契約法人ワンタイムパスワード、お客さまにインストールして頂いた管理者用電子証明書、利用者用電子証明書、届出いただいた利用者ＩＤ、利用者ワンタイムパスワードおよび暗証番号と比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。

（２）お客さまが資金移動（振替・振込）取引、利用者登録・変更等の当行所定の取引を行う際には、前号に加え、当行がお客さまから送信された確認暗証番号を、あらかじめお客さまに届け出いただいた確認暗証番号と比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。

４．当行が前項の方法に従って本人確認をして取引したうえは、契約法人ＩＤ、利用者ＩＤ、契約法人ワンタイムパスワード、利用者ワンタイムパスワード、暗証番号、確認暗証番号につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約法人ＩＤ、契約法人ワンタイムパスワード、利用者ＩＤ、利用者ワンタイムパスワード、暗証番号、確認暗証番号は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

５．お客さまが暗証番号または確認暗証番号を変更される場合には当行所定の方法により登録を変更してください。

６．お客さまが、「おきぎんｅパートナーカード」、暗証番号または確認暗証番号を失念、紛失、または盗難に遭った場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続きにより当行にお届けください。この届出の受付により、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。また、電子証明書を取得(インストール)している機器を、変更、譲渡、廃棄等する場合、事前にお客さまが当行所定の手続きによりお届出ください。その際、お客さまにて当行が発行した電子証明書を削除してください。お客さまが電子証明書の削除を行わなかった為に、電子証明書の不正使用やその他事故が発生しても、それに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。お客さまが、利用者用の利用者ＩＤ、電子証明書（電子証明書方式ご利用の場合)、利用者ワンタイムパスワード、暗証番号または確認暗証番号を失念、紛失、または盗難に遭った場合には、お客さまの管理者にてご対応ください。

７．電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期限」）に限り有効です。お客さまは、有効期限が満了するまでに当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく、電子証明書を変更できるものとします。

８．本契約が解約された場合、電子証明書は無効になります。

９．本サービスの利用について当行が交付し、またお客さまが登録されたものと異なる契約法人ＩＤ、利用者ＩＤ、契約法人ワンタイムパスワード、利用者ワンタイムパスワード、暗証番号または確認暗証番号の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該暗証番号･確認暗証番号の利用を停止します。当該暗証番号･確認暗証番号の利用を再開するには、利用者の場合は管理者に、管理者の場合は当行に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

１０．「各種ＩＤ、暗証番号等」は、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。また、生年月日、電話番号、メールアドレスの一部等他人から推測されやすい番号を使用することを避けるとともに、変更可能な「暗証番号等」は定期的に変更して、第三者に知られないようにしてください。ただし、お客さまは、当行が契約を締結している電子決済等代行業者のサービスをお客さまの判断により利用する場合に限り、当該電子決済等代行業者に「各種ＩＤ、暗証番号等」を開示することができます。

※当行が契約を締結している電子決済等代行業者については、当行ホームページに掲載します。なお、当行は当該電子決済等代行業者の信頼性や正確性等について責任を負うものではなく、当該電子決済等代行業者に開示した「各種ＩＤ、暗証番号等」を用いた不正送金による被害については当行の補償の対象にはならないものとし、お客さまは当該電子決済等代行業者から補償を受けるものとします。

※お客さまが「各種ＩＤ、暗証番号等」を開示していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、お客さまの責任において、当該サービスの解約および変更可能な暗証番号の変更を行うものとします。

第５条　取引の依頼

１．取引の依頼方法

（１）　お客さまは本サービスによる取引の依頼を、管理者から一定の範回内において利用者へ権限を指定することによって行うものとします。

（２）　本サービスによる取引の依頼は、第４条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、機器の操作画面の指示に従って入力のうえ当行に送信することで行うものとします。

（３）　当行は、次項の契約口座の届出に基づき取引を行います。

２．契約口座の届出

（１）　本サービスで利用する当行所定の本支店の口座（以下「契約口座」といいます。）を申込書によりお届ください。当行は、届出の内容に従い本サービスの契約口座として登録します。

「契約口座」は、①資金移動（振替・振込）取引（第６条、第７条にそれぞれ定める「振替取引」、「振込取引」を総称して「資金移動（振替･振込）取引」といいます。）における引落口座（以下、本サービスによる取引に関しお客さまが資金の引落先として指定する口座を「引落口座」といいます。）、②「振替取引」における入金口座、または③「照会取引」（第９条に定めるところによります。）における照会対象口座、④一括データ伝送サービス（第 11 条に定めるところによります。）における引落口座として利用できる口座です。

（２）　お届いただく「契約口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

（３）　お届いただく「契約口座」は、お客さまご本人名義の口座ならびにご本人の本社・支社名義またはこれに類する名義の口座とします。

（４）　前号を除くお客さまご本人名義以外の口座を「契約口座」としてお届いただく場合、事前に契約者と当該口座名義人の双方において内容につき同意をお取りください。同意については、ご契約者と口座名義人の連名の「同意書」を提出頂きます。これにより当行はお客さまが当該口座名義人から「契約口座」の届出に関する委任を受けたものとみなします。これに関して口座名義人との間で紛議等の事故があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

（５）　「契約口座」を追加･解除する場合は、「申込書」により届け出るものとします。ただし、一括データ伝送サービスにおいて引落口座（口座振替の場合は入金口座も含む）として指定した後で当該契約口座を解除した場合にも、当行はその指定を有効なものとして取扱うものとします。

３．依頼内容の確認

当行が本サービスによる取引を受付けた場合、依頼内容を機器画面に表示しますので、その内容が正しい場合には、「応諾」した旨を当行の指定する方法で回答してください。この回答が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受付した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続きを行います。当行がこの回答を確認時間内に受付しなかった場合には、再度やり直してください。ただし、「資金移動（振替・振込）予約」（第６条、第７条にそれぞれ定めるところによります。）取引に関しては、かかる手続きにかかわらず振込また

は振替の指定日前日における当行指定の時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。お客さまは、依頼内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消すことができます。

４．契約口座からの支払の実施等

（１）「引落口座」からの資金の引落については、前項の依頼内容の確定の後、当行は振替・振込資金、振替・振込手数料などにつき各種預金規定にかかわらず通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで引落を行います。

（２）資金移動（振替・振込）取引等、即時に資金の引落しを行う取引の場合、お客さまの依頼内容の確定後、即時に資金の引落を行い、お客さまに対しその実施結果の通知を行います。「振替予約」、「振込予約」（第６条、第７条にそれぞれ定めるところによります。）、一括データ伝送サービス等、即時に資金の引落しを行わない取引の場合でも本サービスで取引を行った後は、すみやかに機器によりお取引の結果確認を行うか、指定日以降、取引店または自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む）等で預金通帳に記帳するなどして、最終的な取引内容を確認してください。万一、取引内容、残高等に疑義がある場合は、当行に連絡してください。

（３）第１号および前号に定める取引において、実施結果ならびに取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合は、またはその通知が受信できなかった場合、当行まですみやかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該取引において引落しが成立しなかった場合（残高不足の他、当該引落し口座の解約または取引店の変更により当該引落口座が閉鎖された場合、貸付の延滞・差押による支払停止およびお客さまからの申し出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含みます。）、当行は、当該取引はなかったものとして取扱いします。

第６条　振替取引

１．内容

引落口座および入金指定口座がともに当行の同一本支店にあり、かつ名義が同一である場合は、「振替」として取扱います。なお、「振替」の実施にあたっては、当行所定の振替手数料および消費税をいただきます。ただし、振替手数料および消費税の支払は、第１条第６項第２号に従い、都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振替手数料が適用されます。

２．取引の実施日

振替の実施日は、受付日当日とします。またこれとは別にお客さまは、当行所定の範囲内で受付日の翌営業日以後の営業日を振替の指定日（以下「振替指定日」といいます。）とすることができます。この場合、お客さまは振替指定日の前営業日までに振替金額と振替手数料および消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は振替指定日に引落口座から資金を引落しのうえ、入金口座宛に入金処理を行います（以下、かかる取引を「振替予約」といいます。）。

振替予約取引において、残高不足等により振替指定日に資金の引落しが成立しなかった場合、当行は当該振替取引はなかったものとして取扱いします。お客さまは、振替指定日には必ず実施結果をご確認ください。

第７条　振込取引

１．内容

入金指定口座が引落口座と異なる当行の本支店、または他金融機関の本支店にある場合、および入金指定口座と引落口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。なお、「振込」の実施にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。ただし、振込手数料および消費税の支払は、第１条第６項第２号に従い、都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振込手数料が適用されます。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合、お客さまからの届出なしに当行が変更することがあ

ります。

２．取引の実施日

（１）　振込の実施日は、受付日当日とします。またこれとは別にお客さまは、当行所定の範囲内で受付日の翌営業日以後の営業日を振込の指定日（以下「振込指定日」といいます。）とすることができます。この場合、お客さまは振込指定日の前営業日までに振込金額と振込手数料および消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は振込指定日に引落口座から資金を引落しのうえ、当行または他行の国内本支店の振込先口座あてに振込通知の発信処理を行います（以下、かかる取引を「振込予約」といいます。）。振込予約取引において、残高不足などにより振込指定日に資金の引落しが成立しなかった場合、当行は当該振込取引はなかったものとして取扱いします。お客さまは、振込指定日には必ず実施結果をご確認ください。

（２）　前号にかかわらず、第 4 条の本人確認手続において、契約法人ワンタイムパスワードまたは利用者ワンタイムパスワードを当行所定の方法により届け出なかったお客さまによる振込の実施日は、受付日の翌営業日以降または振込指定日となります。

（３）　当行所定の時間内に受付た振込であっても、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時でお振込ができない場合があります。これによって生じた損害等については、当行は責任を負いません。

第８条　振替および振込取引における依頼内容の訂正・組戻し

１．本規定の第５条第３項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼を取りやめる場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当行本支店の窓口（取扱店）において、訂正依頼書（依頼内容を変更する場合）または組戻依頼書（依頼内容を取りやめる場合）を提出してください。
この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第７条の手数料および消費税は返却いたしません。また組戻しについては、当行所定の組戻手数料および消費税をいただきます。組戻手数料および消費税の支払は、引落口座のある当行本支店（以下「取引店」といいます。）に当行所定の依頼書を提出し、組戻等の手続きを依頼してください。

２．前号の場合、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している時は、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

３．組戻しされた振込資金は、引落口座へ入金する方法により返戻します。

４．組戻しされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付をする時は、組戻手数料とあわせて店頭表示の振込手数料および消費税をいただきます。

５．当行が、訂正依頼書または組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

６．振込取引において、振込先金融機関で指定された振込先口座へ入金できない場合は、当行はお客さまにその旨をお伝えしますので第１項の手続きをとってください。返却された振込資金は第３項により返却しますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、当行は振込資金を引落口座に入金することがあります。

第９条　照会取引

１．内容
お客さまは「契約口座」について、当行所定の方法･範囲に従い各種の照会（残高照会、入出金明細照会）により口座情報の提供を受けることが出来ます（以下、「照会取引」といいます。）。

２．口座情報の基準日
「照会取引」による口座情報は、第５条第３項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

第10条　税金・各種料金の払込み

１．内容

機器からの税金･各種料金の払込みの依頼に基づき「契約口座」からお客さまが指定する払込金額を引落しのうえ、お客さまが指定する収納機関（当行が収納委託契約等を締結する収納機関に限ります。）へ払込みを行うサービスの提供を行います。

２．契約口座からの支払

（１）　第５条３項に基づき税金･各種料金の払込みの依頼内容が確定した場合、当行は契約口座から払込金額および当行所定の払込手数料を引落しのうえ、手続きを行います。

（２）　引落口座からの資金の引落しは、第５条４項１号に基づき、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで引落しを行います。

（３）　ただし、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当該依頼に基づく取引はなかったものとして取扱いします。

①　契約口座が解約済の時。

②　払込金額および払込手数料の合計金額が契約口座の支払可能金額を超える時。

③　差押等やむを得ない事由があり、当行が支払あるいは入金を不適当と認めた時。

④　契約口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行った時。

⑤　当行の責めに帰さない事由により、取引が出来なかった時。

⑥　当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害等、やむを得ない事由が生じた時。

⑦　災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった時。

（４）　支払済等の事由により、収納機関へ払込ができなかったときは、本サービス受付時の契約口座に資金を返戻します。（収納機関が国の場合に限ります。）

３．取引実施日は、受付日当日とします。

４．処理時点で口座残高が不足している場合には取引が出来ません。なお、それにより発生した損害については、当行は一切責任を負いません。

５．収納機関が指定する項目等について当行所定の回数以上誤って入力があった場合は、本サービスの利用を一時停止することがあります。

６．税金･各種料金の払込みの利用時間は、当行が定める利用時間帯としますが､収納機関の利用時間帯の変動等により、当行の定める利用時間帯でも利用が出来ない場合があります。また､利用時間帯内であっても、当行所定の時間帯内での手続きが完了しない時など、払込が出来ない場合があります。

７．お客さまは税金･各種料金の払込取引を行った後は、すみやかに機器によりお取引の結果確認を行うか､取引店または自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む）で預金通帳に記帳するなどして、最終的な取引内容を確認してください。万一、取引内容･残高等に疑義がある場合は、当行に連絡してください。

８．取消

本規定の第５条３項により税金･各種料金の払込の依頼内容が確定した後は､依頼内容を取消すことはできません。取消する場合は、お客さまが収納機関との間で協議するものとします。

９．収納機関の請求内容･収納状況等に関する照会については、収納機関に直接問い合わせてください。

１０．領収書

当行は税金･各種料金の払込サービスにかかる領収書は発行を致しません。

１１．依頼内容の通知・照会先

依頼内容に関し、当行よりお客さまに通知・照会する場合には、お届のあった住所､電話番号を連絡先とします。また､連絡先の記載不備または電話の不通等によって通知･照会ができない場合は、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 11 条　一括データ伝送サービス

１．内容

一括データ伝送サービスの取扱は、「おきぎんデータ伝送サービス利用申込書」の契約を締結し、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備した機器による依頼に基づき、本契約により委託した次の取引依頼データを一括して送信または受信する場合にご利用頂けます。

（１） 総合振込

お客さまの取引先への振込事務を当行に委託する場合。

（２） 給与振込・賞与振込

お客さまが支給者となる役員または従業員（以下「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の受給者が指定する預金口座への振込事務を当行に委託する場合。

（３）口座振替

各種料金等を預金者の口座から引落し、収納機関の口座へ入金する口座振替事務を当行に委託する場合。

（４）入出金取引明細照会・振込入金明細照会

契約口座のうちお客さまがお届された当行所定の口座種類について、取引明細および振込入金明細をデータ伝送サービスにより受信する場合。

２．一括データ伝送サービスにより取引を依頼する場合は、端末の操作画面の指示に従って取引依頼データを全国銀行協会で定められたデータフォーマット（以下「全銀フォーマット」といいます。）で送信するものとします。当行は全銀フォーマットによるデータを受信した場合、お届のメールアドレスへ取引種別、合計件数､合計金額その他所定の事項を電子メールにて送信いたしますので、依頼内容との確認を行ってください。内容を確認しないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

３．取扱方法

（１）お客さまは一括データ伝送サービスの利用に際して、第４条に従い本人確認に必要な契約法人ＩＤ、利用者 ID、利用者ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式ご利用の場合）、暗証番号､確認暗証番号に加えて、全銀パスワード、ファイルアクセスキーを当行所定の方法により登録するものとします。

（２）当行で受信した本人確認のための契約法人ＩＤ、利用者ＩＤ、利用者ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式ご利用の場合）、暗証番号､確認暗証番号、全銀パスワード、ファイルアクセスキーが、当行が交付し、またはお客さまが登録されたものと一致した時は、当行は送信者をお客さま本人とみなし、データの受信を行うものとします。

（３）一括データ伝送サービスにより取引の依頼内容を送信した後は、依頼された取引の取消・変更は取扱わないものとします。

４．当行が依頼された取引を取扱う場合は、あらかじめ依頼人が指定した方法により依頼された取引の資金および消費税を受入れのうえ、取扱を行うものとします。

５．以下の各号に該当する場合、一括データ伝送サービスは取扱できないものとします。

（１）お客さまが、当行所定の送信データの受付時間内にデータの送信を完了しなかったため、当行がデータの受信の完了を確認できなかった時。

（２）お客さまが全銀フォーマット以外のデータフォーマットでデータを送信してきた時。

（３）１回当りの送信データの件数が、当行所定の件数を超えている時。

（４）送信データに瑕疵がある時。

第 12 条　上限金額の設定

１．当行は、資金移動（振替･振込）および一括データ伝送サービスについて本サービスによる取引において「１日」（基準は「午前零時」とします。）あたりに取引することができる（翌日以降を振込指定日とする取引を含みます。）上限金額および振込一件当りの上限金額（以下、「振込上限金額」といいます。）を定めます。

２．お客さまは、前号に基づき定められた金額と異なる金額を設定、また当行所定の方法によりこれを変更することが出来ます。

第 13 条　届出事項の変更等

１．預金口座などについての印鑑、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった時には、直ちに書面によって当行にお届けください。

２．お客さまが前項の届出を怠った場合、これによって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

３．当行は、第１項の届出変更が完了するまでは、届出事項に変更がないものとみなすことができるものとし、これによって万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第 14 条　取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、一部メニューについてはこの限りではありません。

第 15 条　取引内容の確認等

１．取引内容の照会

本サービスにより行った取引について、お客さまは「取引履歴照会」により、当該取引の成立･不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。

２．取引記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての当行における電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第 16 条　免責事項

１．次の各号の事由により本サービスの取扱に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

（１）災害･事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった時

（２）当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、機器､通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた時

（３）当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じた時

（４）当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった時

２．当行の責によらず、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

３．当行が当行所定の確認手続きを行ったうえで送信者をお客さまとみなし取扱を行った場合は、当行はパーソナルコンピュータ、ソフトウエア、おきぎんｅパートナーカード、契約法人ＩＤ、利用者ＩＤ、契約法人ワンタイムパスワード、利用者ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式ご利用の場合)、暗証番号、確認暗証番号等につき、偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

４．お客さまは本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線､インターネット等の通信経路の特性等､本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

５．本サービスの機器および通信媒体が正常に稼働する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合､万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

６．お申込書等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は一切責任を負いません。

第 17 条　不正な取引

１．本サービス利用契約者以外の第三者が不正な手段（電子情報の記録されたパーソナルコンピューターおよび記録媒体等の強取を含みます。）を用いて、電子情報（ＩＤ番号やパスワード等）を入手し、当該電子情報を利用して、本サービス利用契約者の口座から資金を移動する取引（以下、「不正な取引」といいます。）により生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、本サービス利用契約者は当行に対して当行所定の補償限度額の範囲内で第 2 項に定める補償の請求を申し出ることができます。

（1）不正な取引の被害に遭った旨の連絡を本サービス利用契約者から当行が受理した日（以下「受理日」といいます。）の 30 日前以降、受理日の翌日以降初めて到来する営業日の午後 12 時までの間に、不正な取引が行われたこと。

（2）本サービス利用契約者の電子情報の管理について、責に帰すべき事由がなかったことを本サービス利用契約者が当行に対して当行所定の方法により証明したこと。

（3）当行により資金移動取引の事実が確認されたこと。

2．前 1 項の申出がなされた場合、不正な取引が本サービス利用契約者の故意による場合を除き、不正な取引にかかる損害（取引金額および手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償対象額を減額した金額を補償あるいは補償を行わないことがあります。

（1）本サービスを使用するパソコンの基本ソフト（OS）やブラウザ等、各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合

（2）メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やブラウザ等、各種ソフトウェアを使用していた場合

（3）本サービスを使用するパソコンにセキュリティ対策ソフトを導入のうえ最新の状態に更新して稼動していない場合

（4）本サービスで使用するパスワードを定期的に変更していない場合

（5）当行が指定する正規の手順で電子証明書を使用していない場合

（6）パスワード等の盗用または不正な取引に気付いてからすみやかに、当行へ通報が行われていない場合。

（7）パスワード等の盗用または不正な取引に気づいてからすみやかに、警察に被害を通報し、被害事実等の事情説明が行われていない場合。

（8）当行の調査および警察による捜査への協力に対し、契約者より十分な説明が行われていない場合。

（9）正当な理由なく、他人にＩＤ・パスワード等を回答してしまった場合

（１０）パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ＩＤ・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合

（１１）銀行が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にＩＤ・パスワード等を入力してしまった場合

（１２）その他、上記と同程度の過失が認められた場合

3．前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償の責任を負いません

（1）本サービス利用契約者またはその法定代理人（本サービス利用契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が行った不正な取引

（2）本サービス利用契約者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人等が自ら行い、または加担した不正な取引

（3）本サービス利用申込書の偽造または変造

（4）本サービス利用契約者による利用規定違反

（5）本サービスに関するコンピュータ・システムが正常に機能しない状態

（6）本サービス利用契約者が他人に譲渡、貸与または担保差入れしたパーソナルコンピューター等の不正使用

（7）本サービス利用契約者が他人に強要、脅迫または欺罔されて行った資金移動取引

第 18 条　海外からの利用

本サービスは､原則として国内からのご利用に限るものとし、お客さまは海外からのご利用については、各国の法律･制度･通信事情等によりご利用頂けないことに同意するものとします。

第 19 条　反社会的勢力等との取引拒絶

本サービスは、第 20 条第７項第１号、第２号ＡからＨおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 20 条第７項第１号、第２号ＡからＨまたは第３号ＡからＥの一に該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

第 20 条　解約

１．解約

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

２．お客さまによる解約

お客さまによる解約の場合は、「申込書」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の手続きをとるものとします。ただし、解約時までに処理した完了していない「振替予約」または「振込予約」取引および一括データ伝送サービス取引の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ解約はできないものとします。

３．当行からの解約通知

（１）　当行の都合により本契約を解約する場合は届出住所宛てに解約の通知を行います。

（２）　当行が解約の通知を届出住所宛てに発信したにもかかわらず、その通知が延着しまたは到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

４．代表口座の解約

代表口座が解約された時は、当行はお客さまへ通知なしに本契約を解約することができるものとします。

５．契約口座の解約

契約口座が解約された時は、当該口座に開するサービスは解約されたものとみなします。

６．当行からの解約

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は何らの催告なくして本契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。

（１）　支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用あるいは倒産手続開始の申立があった時、または申立を受けた時。

（２）　手形交換所の取引停止処分を受けた時。

（３）　住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となった時。

（４）　当行に支払うべき手数料を支払わなかった時。

（５）　一年以上にわたって本サービスの利用がない時。

（６）　相続の開始があった時。

（７）　お客さまがこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。

７．第１項の他､各号の一にでも該当し､申込人との取引を継続することが不適切である場合には、本サービスを停止し、または申込人に通知することにより本サービス利用契約を解約することができるものとします。

（１）　申込人が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）　申込人が、次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
D.暴力団準構成員
E.暴力団関係企業
F.総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
G.その他前各号に準ずる者（以下A～Gに該当する者これらを「暴力団員」という。）
H.または次のいずれかに該当することが判明した場合
a.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
b.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
c.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
d.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
e.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（３） 申込人が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合
A.暴力的な要求行為
B.法的な責任を超えた不当な要求行為
C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E.その他ＡからＤに準ずる行為

８．本契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
９．本契約が解約により終了した場合には、お客さまは「おきぎんｅパートナーカード」をご自身で処分するものとします。

第21条　移管
１．代表口座をお客さまの都合で移管する場合、本契約は解約となり、新たに移管後の口座で契約を行うものとします。また、契約口座の登録も同様に解除されますので、当行所定の手続きにより、お客さまによって再度登録を行うものとします。
２．代表口座が店舗の統廃合等、銀行の都合により移管された場合、原則として本契約は新しい取引店に移されるものとします。ただし、お客さまからの個別の依頼についてはこの限りではありません。

第22条　関係規定の適用・準用
１．本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、貯蓄預金規定、その他預金関連規定および各種カードローン規定を適用または準用するものとします。
２．振替および振込取引等に関する振込通知の発信後の取扱いで本規定に定めのない事項については、振込規定および口座振替規定等を準用します。

第23条　規定の変更
１．本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
２．前項によるこの本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
３．前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 24 条　本サービスの廃止

当行は本サービスの一部または全部を停止できるものとします。その場合は、事前に相当な期間をもって当行のホームページ上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる場合、契約期間内であっても本サービスの一部または全部の契約を解約することができるものとします。

第 25 条　契約者情報等の取扱い

１．当行は､次の契約者情報等を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用を行いません。

（１）　契約者が本サービスへの利用申込時に届出た情報および契約者より登録されたサービス使用者に関する情報（第１３条第１項の定めに基づき変更された情報も含みます。）（以下「契約者情報」という）

（２）　本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う種々の情報（以下「契約者取引情報」という）

２．契約者は、契約者情報および契約者取引情報（以下「契約者登録情報」という）につき、当行が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。

（１）　新商品、新サービスの企画・開発

（２）　ダイレクトメール、電子メール等の発送・発信

（３）　契約者の管理

（４）　その他サービスの内容を向上させるために必要な行為

３．当行は､次の場合を除き、契約者登録情報を第三者に関示しないものとします。

（１）　あらかじめ契約者の同意が得られた場合

（２）　法令にもとづき開示が求められた場合

（３）　個別の契約者を識別できない状態で提供する場合

４．当行は、契約者登録情報をグループ会社に対し、当該契約者への商品・サービスの案内等に利用できるものとします。

なお､個人情報の当行グループ会社への提供については、当行ホームページに「当行グループ間の共同利用」として公表しています。

第 26 条　秘密保持

お客さまは、本サービスに伴って知り得た当行の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

第 27 条　契約期間

本契約の当初契約期間は申込日から１年とし、契約期間満了までにお客さま、または当行から解約の申出をしない限り、期間満了後の翌日から一年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第 28 条　準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以　上

【施行・改訂】

2021 年 4 月 19 日　改訂